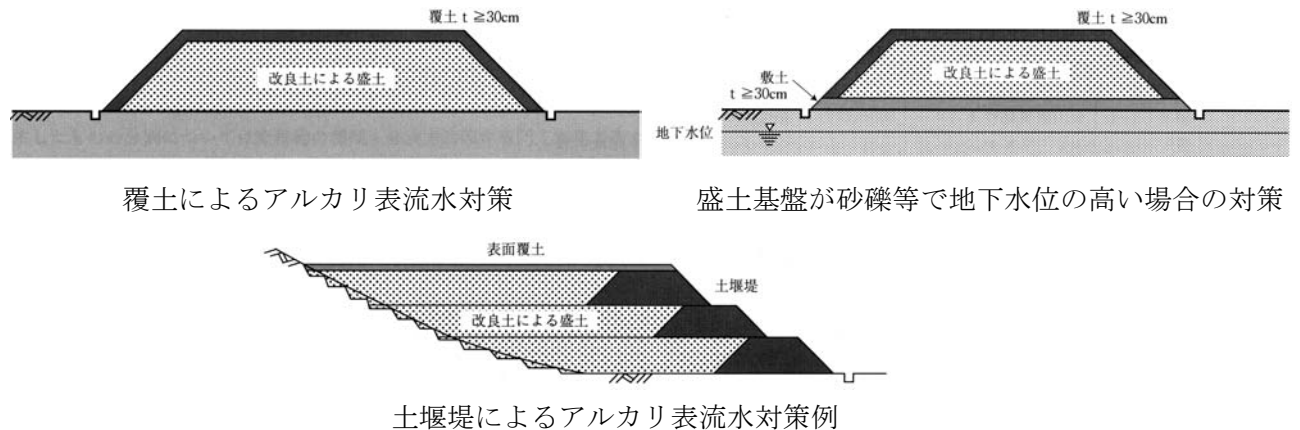


pH よび悪臭に関する留意事項

1. 建設汚泥改良土のpHに関する事項

建設汚泥を安定処理した場合に改良土は高いpHを示す場合があります。初期にはpHの高い溶出水が発生することもある。しかし、これらのアルカリ分は、セメントおよび石灰の水和反応により発生する水酸化カルシウム ($\text{Ca}(\text{OH})_2$) に起因するもので、炭酸ガスにより容易に中和され、また、改良土の周囲の土壌中を30cm程度通過することで土に吸着され、周辺に影響を与えることはほとんどない。ただし、河川、湖沼、下水道等の公共用水域および地下水に改良土からの溶出水が流入する恐れのある場合には、水質汚濁防止法による排水基準のpHの許容限度が5.8～8.6(海域5.0～9.0)と定められているので、この基準に準拠し、覆土を施す等の施工上の配慮を行う。

具体的な対応策(改良土による盛土利用)



2. 建設汚泥の悪臭に関する事項

建設汚泥発生工事において、泥水の加泥剤として有機性増粘剤のCMC(カルボキシメチルセルローズ)等が用いられた場合、夏場などの高温時に長時間放置しておくともCMCが腐敗して悪臭が発生する可能性がある。したがってCMCを加泥剤として用いた場合には建設汚泥の処理を速やかに行う必要がある。また、やむを得ず長時間放置する場合には、防腐剤を添加する。

なお、浚渫土のような有機物を多量に含む泥土をセメントや石灰のような材料で改良すると強いアンモニア臭が発生する可能性がある。建設汚泥に関しては殆どが無機性の掘削土であるので、このような悪臭の可能性は少ないが、河川の近傍や、河川工事の掘削時に有機性の泥土が混入するとセメント改良した場合に悪臭が発生する可能性があるため注意を要する。